

大府市告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を次のように指定したので、大府市予算決算会計規則（平成6年大府市規則第21号）第51条の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月23日

大府市長 岡村 秀人

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地
地方公共団体情報システム機構 理事長 椎橋 章夫
東京都千代田区一番町25番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
住民票の写し等のコンビニエンスストア交付手数料の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和8年4月1日